平成２３年（フ）第７４０６号
大阪市北区天神橋１丁目18番14号　日新ビル402号室
債務者　吉川　真二
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６７３号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番３―404号
債務者　平井　絹子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７２０号
大阪府八尾市恩智南町２丁目136番地　307号、住民票上の住所大阪府八尾市田井中１丁目18番地の６
債務者　北山　義政
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７９５号
大阪府摂津市東一津屋16番16―203号
債務者　林　　曜子（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８４６号
大阪市淀川区三津屋南２丁目21番７号　ニューロータリーハイツ３Ｃ号
債務者　伊東てるよ
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９１０号
大阪府八尾市老原４丁目137番地
債務者　松本　竜一
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９７６号
大阪市東成区深江北２丁目４番26号　アベニュー沢瀉４Ｄ号
債務者　隠地　康子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８０号
大阪市中央区島之内２丁目５番33―205号
債務者　坂本なおみ
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８６号
大阪府枚方市桜丘町５番８―201号
債務者　赤澤　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９９９号
大阪府門真市舟田町５番40号
債務者　松田アツ子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８００２号
兵庫県神戸市灘区鶴甲４丁目５番25―201号
債務者　山岸幾久子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０１２号
大阪市平野区長吉六反５丁目２番２―403号
債務者　古割　幹夫
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０１４号
大阪市住之江区南港中５丁目３番43―1309号
債務者　結城　敏子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２号
山口市楠木町６番２号
債務者　藤山　裕治
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住６棟5433号
債務者　山本　昌明
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
山口県防府市緑町２丁目３番40―605号　アドバンス21ツインタワー緑町弐番館
債務者　藤本　千晶
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
山口市江崎136番地
債務者　廣中　妙子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８８号
高知県土佐市蓮池826番地10
債務者　植田　　保
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　高知地方裁判所破産係